

お客様並びに関係各位

令和5年12月10日  
有限会社北九州カートウェイ  
取締役 野口勝朗

## レンタルカート走行における動画等撮影につきまして

いつも北九州カートウェイをご利用いただき、誠にありがとうございます。

動画撮影目的でピットロードに無断立入りする等の迷惑行為・危険行為を行った者がいた事を鑑み、今後弊社係員の指示・指導に従えない撮影者に対し、撮影の中止を命じ、悪質な場合には即時退場を命令いたします。退場命令に従わない場合は不退去罪（刑法第130条）にて警察に通報いたします。

サーキットはモータースポーツを行う場所です。当然どこにいても危険が伴います。弊社係員の指示に従わない事は自らの身を危険に晒す事と同じです。

撮影に当たっては弊社係員に許可を取り、弊社が指定する場所以外には絶対に立ち入らないようにしてください。

以上